SSBJ基準

3つのポイント

SSBJ、温対法に基づく温室効果ガス排出の開示に関する実務対応基準を最終化

Point 1 本実務対応基準の目的は？

本実務対応基準は、わが国の**温対法**※1**に基づくGHG排出を用いて気候基準**※2**の定めに従った開示を行う場合**に、解釈上見解が分かれている**論点について明確化を図るもの**です。

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」
※2 サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Point 2 本実務対応基準の主な内容は？

温対法に基づくGHG排出を用いる場合、追加の調整※3は行わず、次のように開示することが求められます。

① 温対法に基づく**直接排出をスコープ1 GHG排出**として開示する
② 温対法に基づく**間接排出をマーケット基準によるスコープ2 GHG排出**として開示する
③ ②に係る「活動量」に、環境大臣・経済産業省大臣が公表する平均的な排出係数を乗じて算定したGHG排出量を**ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出**として開示する

※3 期間調整は除く

Point 3 いつから適用される？

2027年3月31日以後終了する年次報告期間から適用されます。また、2027年3月31日より前に終了する年次報告期間についても**早期適用が可能**です。

ここに注目！

公開草案の内容から要求事項に概ね変更はありませんが、実務上重要な点が明確化されています。

特に測定範囲や測定方法などに関する**「GHGプロトコル（2004年）」との差異について追加調整が不要とされ**、温対法の数値をそのまま活用できる点がポイントです。

なお、実務対応基準は、SSBJ基準と同様に**規範性のある文書**であるため、**「温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った開示を行う場合」**には必ず従う必要があります。

KPMG

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.
Document Classification: KPMG Public